

制度に関する書類について >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

生活福祉資金貸付の審査や、見守りの経過を共有するために民生委員に記入のご協力をいただく場合がある書類があります。

①民生委員調査書（意見書）

社協が貸付の審査や返済の猶予の審査をするときに使う書類です。民生委員からみた世帯の状況を社協に教えていただくものです。当該世帯の状況が分からぬ場合は、市区町村社協にその旨お伝えください。

②支援記録票

見守りの際の内容を記録する書類です。民生委員同士や社協の担当者と民生委員で生活福祉資金を借りた世帯への関わりの状況を共有するものです。

※いずれも個人情報が含まれる書類です。しっかりと管理いただきますようお願いします。

4 困ったときは

このリーフレットを手にしている新任民生委員の方は、生活福祉資金の仕組みについて分からぬことや、今まで関わったことのない世帯に関わることに戸惑いがあると思います。

そんな時は、担当地域の先輩民生委員や地区の民児協、お近くの社協にご相談ください。きっと先輩方や民児協はこれまでの経験で蓄積しているノウハウを教えてくれますし、社協は仕組みに関して教えてくれることでしょう。

生活福祉資金を借り入れ、困難を抱えている世帯は民生委員や社協など様々な人の関わりによって、課題解決や自立をめざします。世帯に関わる民生委員にも、先輩方や民児協、地域の協力者、社協など様々な人が活動を応援してくれます。互いに協力する仲間として、安心・安全な地域づくりをめざしていきましょう。

よくある質問

Q なぜ民生委員の関わりが必要なのでしょうか。



A 困りごとのある方は、誰にも相談ができず孤立してしまうこともあります。民生委員のみなさまの見守りがその方と地域とのつながりを支えます。また、その方の状況を社協に伝えていただくことで、社協がその地域の困りごとを把握することにつながります。

貸付の相談は、たとえ貸付につながらなくても、その世帯の課題解決に向けた支援を始める大切なきっかけとなります。

Q 新たに民生委員になった時点では、面識がない世帯への訪問に抵抗感があります。



A 民生委員活動の原則に「継続性の原則」があります。これは、福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要であり、民生委員の交代があった場合でも、活動は引き継がれ、継続した対応を行うというものです。

しかし、民生委員が借受世帯の状況確認等を行う場合、特に面識がない場合は、何の用件もなく借受世帯を訪問することは難しいかもしれません。そこで貸付事業の関係書類を届ける等の機会を活用して、借受世帯との関係づくりをしていただくことが考えられます。また、引継ぎの際に先輩民生委員や社協の担当者と一緒に世帯を訪問することも有効です。

※本貸付事業への関わり方については、都道府県ごとで異なる可能性があります。詳細については、都道府県社協あるいは市区町村社協にご確認ください。



このような相談を受けたら、思い浮かべてください

生活福祉資金を活用した住民支援

～民生委員・児童委員活動を通した取組～

地域の方々の困りごとに寄り添う際、知っておくと心強い社会資源のひとつとして、
生活福祉資金貸付制度をご紹介します。

これは、生活課題のある地域住民の自立をめざし、みなさまと社協が一緒に支援していく制度です。

このリーフレットでは、制度の概要と民生委員・児童委員活動のなかで

ご協力いただきたいことについてまとめました。

みなさまの活動の一助となれば幸いです。



1

制度の沿革

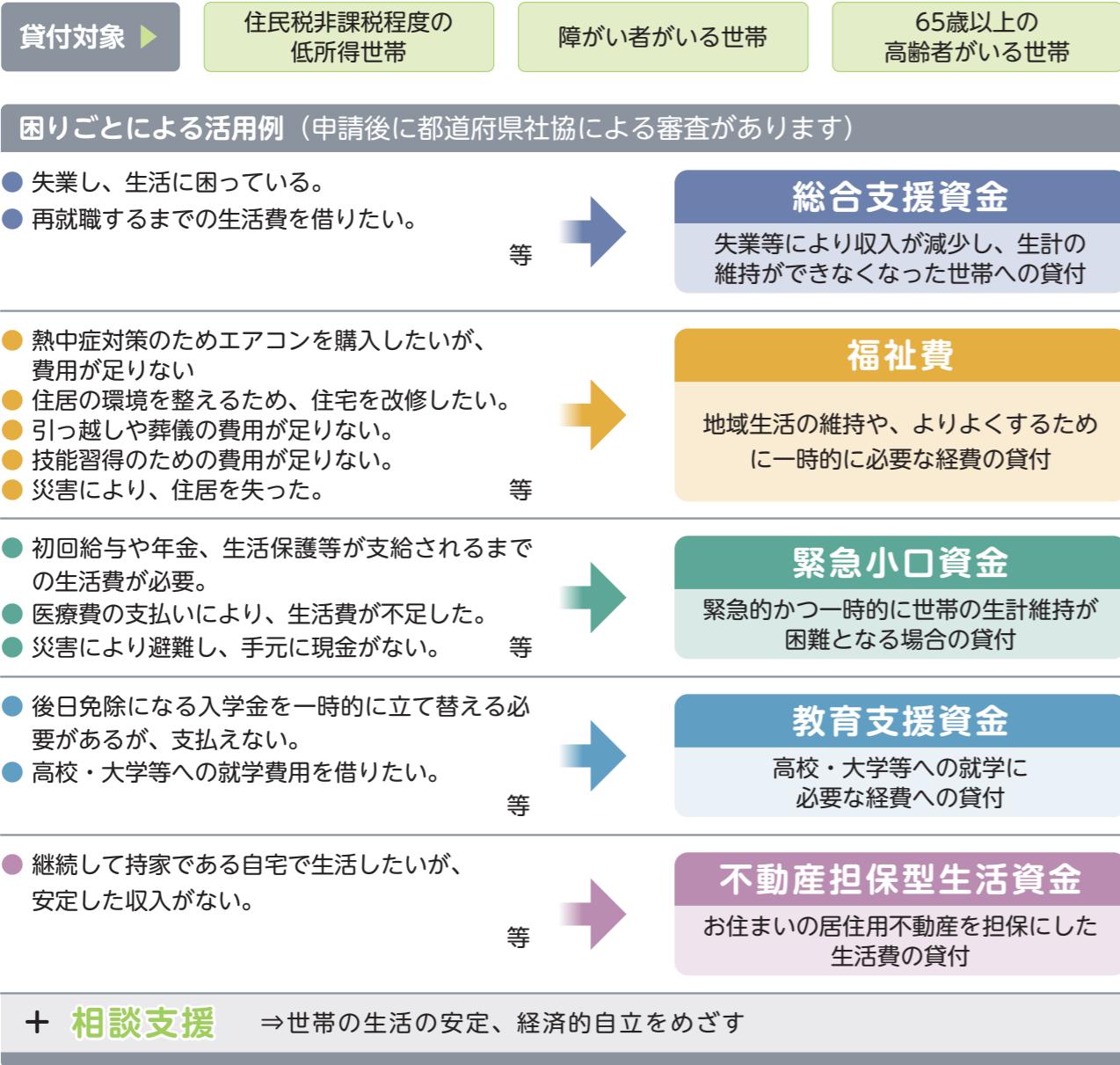
本貸付事業は、貧困世帯の「防貧」「自立更生」を図るために、全国に広がった民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の「世帯更生運動」が原点となり、昭和30年に「世帯更生資金貸付制度」として創設されました。

その後、時代のニーズに合わせて資金種類の充実が図られ、平成2年には名称が「生活福祉資金貸付制度」になり、平成21年度にはリーマンショック後の雇用状況に対応するため制度全体の見直しが図られました。現在は、平成27年に施行された生活困窮者自立支援制度の関連事業として位置づけられ、世帯支援のひとつとして活用されています。

本制度は、都道府県社協を実施主体としていますが、相談窓口は市区町村社協が行います。

2

制度の概要



ほかにも資金種類や条件があり、貸付が可能なことがありますので、相談を受けたら、社協につないでください。

3

民生委員にお願いしたいこと

活動について >>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

困っている世帯を社協に教えてください

困りごとは、様々な要因が関係した結果であることも多く、生活福祉資金を貸すだけでは困りごとが解消しないこともあります。民生委員の活動を通して生活に困っている世帯を発見した場合は、お近くの社協に教えてください。社協として相談を受け止め、生活福祉資金や他の制度との連携により困りごとの解消につなげます。

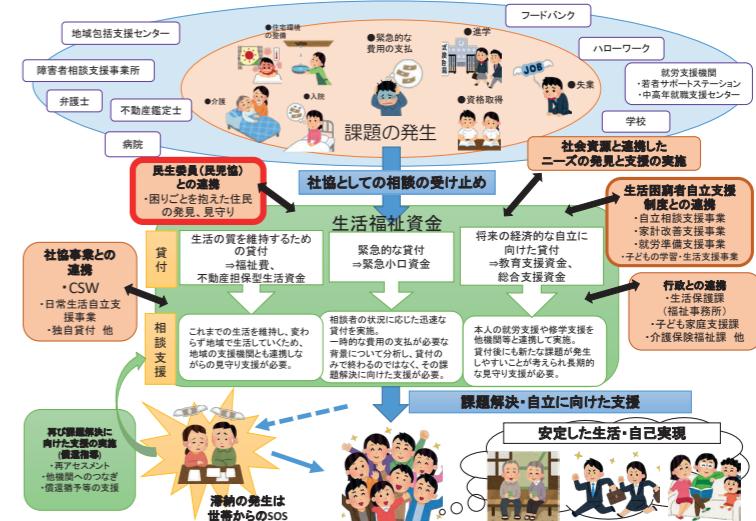
また、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、社協で実施された特例貸付の借受世帯のなかには、現在連絡が付かず、生活状況の確認ができない世帯が多数存在します。困りごとがある世帯が一定数いらっしゃることも想定されるなか、そのような世帯に関しても発見した場合は、ぜひ社協に教えていただければと思います。

困っている世帯を見守ってください

生活に困っている世帯が困りごとを解消するまでには時間がかかり、またその間に新たな困りごとが出てくることもあります。そのため、民生委員には困りごとがある世帯の、その後の様子を見守っていただければと思います。見守りのなかで、新たな困りごとの相談などがあった場合は、社協に教えてください。見守りのなかで、貸付の返済について相談された場合も、社協に教えてください。返済の督促は社協が行います。督促を民生委員にお願いすることはありません。

本貸付制度は、借り入れの相談先である市区町村社協との連携が重要ですが、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の関係機関とも連携していくことになります。実施主体である都道府県社協、市区町村社協、民生委員の役割と生活困窮者自立支援制度との関係は、右図のとおりです。

《生活福祉資金を活用した住民支援のイメージ》



《県社協、市区町村社協、民生委員の役割と生活困窮者自立支援制度》

